

番号	事件名	事件の概要	進行状況等
8	給与支払請求上告事件（最高裁昭和40年行ッ第92号）	昭和33年9月15日を中心とした勤務評定反対のための一せい休暇斗争（1 福島地裁昭和34年行第2号懲戒処分取消請求事件参照）に際し、県教育委員会は上司の承認なく勤務時間中に職場を放棄した教職員に対し、翌月以降の月からでも単なる調整的な相殺ならばできるとの当時の文部省の指導や内閣法制局の見解に基づき昭和33年9月の過払分を翌年の2月分の給料から減額したところ、元福島農蚕高等学校教諭瀬戸清外 238名から減額事由の発生した月以外の以降の月の給与から減額することは違法であるとして昭和34年4月15日福島地方裁判所に給与減額分の支払を求めて訴を提起したものである。	1 第一審判決昭和38年3月25日、福島県原告らともに一部勝訴一部敗訴。 2 両当事者敗訴の部分を不服として昭和38年4月22日仙台高等裁判所に控訴。 3 第二審判決昭和40年7月14日「控訴棄却」。 4 福島県は敗訴の部分について上告せず判決確定。 5 一番原告ら敗訴の部分を不服として昭和40年7月26日最高裁判所に上告。 6 現在判決まち。

2 福島県人事委員会にかかる不利益処分審査請求事件の概要及び進行状況等

番号	事件名	事件の概要	進行状況等
1	懲戒処分取消請求事件（加藤林外27名）	訴訟事件の1 と同内容のものであって、訴願前置主義の立前から昭和33年12月28日県人事委員会に対し、不利益処分審査請求をなしたものである。	証人調の段階にあるが同一事件が訴訟事件として福島地方裁判所に係属している関係からその推移にまつこととし現在中断している。
2	懲戒処分取消請求事件（白岩正吉外52名）	訴訟事件の2 と同内容のものであって、訴願前置主義の立前から昭和35年1月26日県人事委員会に対し、不利益処分審査請求をなしたものである。	同上
3	懲戒処分取消請求事件（小川昭二外7名）	訴訟事件の3 と同内容のものであって、訴願前置主義の立前から昭和37年3月2日県人事委員会に対し、不利益処分審査請求をなしたものである。	同上
4	転任処分取消請求事件（五十嵐秀男外4名）	元大沼郡会津高田町立高田中学校事務職員五十嵐秀男外4名に対し、昭和36年度末人事に際し転任を命じたところ、中学校一せい学力調査にかかる高田中学校の一部白紙答案提出という不祥事に関連した報復転任であるとして、転任処分の取消を求めて昭和37年5月25日県人事委員会に対し審査請求をなしたものである。	現在審理中断。
5	転任処分取消請求事件（白川角美外1名）	訴訟事件の6 および7 と同内容のものであって、訴願前置主義の立前から昭和40年4月19日県人事委員会に対し審査請求をなしたものである。	同一の内容が訴訟事件として、現在係属している関係から、現在中断している。
6	懲戒処分取消請求事件（齋藤峯男外1,306名）（43不第1号～第1307号事案）	昭和41年10月21日、人事院勧告完全実施等を目的とする日教組の半日一せい休暇斗争に際し、上司の許可なく無断で職場を離脱した小・中・高校教職員1,317名に対し教育公務員としての服務義務に違反したとして県教育委員会は昭和41年12月26日に懲戒処分を行なった。ところが、この懲戒処分を不服として福島市公立学校教員齋藤峯外1,306名が昭和42年2月20日に県人事委員会に不利益処分審査請求をしたものである。	1 県教委昭和42年6月12日及び同29日答弁書提出。 2 昭和42年8月19日県人事委員会から代理人による争点整理のための準備手続開催の通知あるも県教組は全員一括公開口頭審理を開催するという保障がなければ応じられないとし、現在まで数回話し合を重ねてきているが、いまだ結論がでていない。
7	懲戒処分取消請求事件（佐久間フミ子）（42不第1308号事案）	訴訟事件の5 と同内容のものであって、訴願前置主義の立前から昭和42年10月6日県人事委員会に対し不利益処分審査請求をなしたものである。	同一事件が訴訟事件として福島地方裁判所に係属している関係からその推移にまつこととし、現在中断している。
8	懲戒処分取消請求事件（高田伸夫外1,391名）（43不第1号～1392号事案）	昭和42年10月26日、人事院勧告完全実施等を目的とする日教組の早朝の勤務時間1時間カットの休暇斗争に際し、上司の許可なく無断で職場を離脱した小・中・高校教職員1,393名に対し、教育公務員としての服務義務に違反したとして県教育委員会は昭和42年12月25日に懲戒処分を行なった。この懲戒処分を不服として福島市公立学校教員高田伸夫外1,391名が昭和42年12月26日に県人事委員会に不利益処分審査請求をしたものである。	1 県教委昭和43年6月21日付答弁書提出。 2 審理の開催については不利益処分審査請求事件の6 と同一内容でもあるので、その解決をまって決定する見込。
9	懲戒処分取消請求事件（佐藤健郎外1名）（43不第1393号～1394号事案）	数回にわたる宿直勤務命令や、学校長の指示に従わず、また学校において定められた生徒指導方針に従わず、無断で処理し他の教員との協調を欠いた喜多方女子高校教諭2名に対し、教育公務員としての服務義務に違反したとして懲戒処分（戒告）を行なったところ、これを不服として昭和43年5月20日、県人事委員会に不利益処分審査請求をしたものである。	1 県教委昭和43年6月24日付答弁書提出。